https://www.gobys-net.com/

大同大学同窓会

2023 年度　第 58 回総会

2023 年 5 月 27 日（土）
16:00～17:30
TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口

■第一部　総会

第 1 号議案	2022 年度会務報告について	P.1
第 2 号議案	2022 年度決算報告について	P.3
第 3 号議案	評議員の改選について	P.5
第 4 号議案	中期計画について	P.7
第 5 号議案	会則の一部改正について	P.11
第 6 号議案	規程の制定について	P.13
第 7 号議案	規程の一部改正について	P.16
第 8 号議案	2023 年度会務計画について	P.18
第 9 号議案	2023 年度予算について	P.21
第 10 号議案	その他	

付録

①委員及び事務局	P.23
②大同大学同窓会会則	P.24

ゴビー：大同大学同窓会キャラクター

一般社団法人大同大学同窓会　概要

本部：　名古屋市南区滝春町 10 番地の 3

沿革：　1964 年　大同工業短期大学同窓会設立
1965 年　大同工業大学同窓会に改称
2009 年　大同大学同窓会に改称
2019 年　一般社団法人大同大学同窓会設立

会員数：　32,648 名（2023 年 4 月 24 日現在）
所在不明：　8,470 名
物故：　400 名

代表者：　代表理事　武田　宏

GOBY について

名称：GOBY（ゴビー）

GOBY とは、大同工業大学同窓会設立 30 周年（1994 年）を記念して創った同窓会シンボルキャラクターで魚のハゼ（GOBY：英名）です。
GOBY には、『大同生は、ハゼの如く、たくましくあれ！』と、次のとおりの願いが込められています。

1．何事にも貪欲に食らいつく！（どの様な餌でも食いつく）
2．どのような環境にも対応・適応する！（水域を選ばない）
3．多方面で活躍し胸を張れる存在になる！（多くの人々にとって身近な魚）
4．豊かで幸せな人生を送る！（もっとも繁栄している魚のひとつ）
5．育った環境（母校）への想いを忘れない！（ハゼが多く生息していた地に大学設立）

第 1 号議案　　2022 年度会務報告について

（1）本部会務報告

総会	第 57 回 24 期総会	2022 年	5 月	28 日
評議員会	拡大		9 月	17 日
執行委員会	第 1 回	2022 年	5 月	18 日
	第 2 回		8 月	4 日
	第 3 回		11 月	7 日
	第 4 回（メール）		12 月	7 日
	第 5 回	2023 年	3 月	7 日
理事会	第 1 回	2022 年	5 月	18 日
	第 2 回		8 月	4 日
	第 3 回		11 月	7 日
	第 4 回	2023 年	3 月	7 日

（2）支部会務報告

関東支部	総会	2022 年	6 月	25 日
三重支部	第 1 回役員会	2022 年	7 月	16 日
	支部総会		10 月	8 日
	伊勢神宮初詣	2023 年	1 月	28 日
	役員会		3 月	
あいち支部	親睦ゴルフ	2022 年	12 月	11 日
滋賀支部	総会	2023 年	1 月	21 日
大阪支部	役員会・新年会	2023 年	2 月	11 日

（3）部会会務報告

教志会	総会及び講演会	2022 年	8 月	27 日
サッカー部 OBOG 滝春会	中期役員会	2022 年	6 月	18 日
	総会打ち合わせ		9 月	17 日
	ＯＢ　紅白戦　総会		10 月	1 日
	忘年会		12 月	18.19 日
	卒業生を祝う会	2023 年	3 月	12 日
白水会	第 11 回総会	2022 年	10 月	15 日
スキー山岳部・スキー部 OBOG 会	総会・スキー山岳部史刊行を祝う会	2022 年	11 月	12 日
	懇親会・スキー大会	2023 年	3 月	18.19 日
機械工学専攻部会	第 2 回総会（オンライン）	2022 年	5 月	7 日
	大学院生と語る夕べ(協賛)		11 月	３０日

（次頁に続く）

未来建築研究会	第１回クロストーク	2022 年	7 月	
	第２回クロストーク		9 月	
	総会（オンライン）		10 月	22 日
	第３回クロストーク		11 月	
	第４回クロストーク		12 月	
ユース部会	役員会・総会・懇親会	2022 年	12 月	10 日
６７会	定例・新年懇親会	2023 年	3 月	25 日

（4）委員会会務報告

広報委員会	第１回	2022 年	5 月	12 日
	第２回		10 月	17 日
	第３回		11 月	18 日
	会報発行（第 71 号）	2023 年	1 月	1 日
新規事業委員会	第１回	2022 年	4 月	27 日
	第１回（メール）	2023 年	1 月	27 日
会則・諸規定検討委員会	第１回（メール）	2022 年	12 月	21 日

（5）その他

愛知県私立大学同窓会連合会理事会・総会	2022 年	6 月	22 日
学生育成支援事業による成人式	2023 年	1 月	12 日
学生育成支援事業による卒業パーティー	2023 年	3 月	17 日

第２号議案　　2022年度決算報告について

貸借対照表

一般社団法人　大同大学同窓会
一般会計

2023年 3月31日現在　　（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
〔 資 産 の 部 〕			
【 流 動 資 産 】			
現　金　預　金	249,974,212	213,582,850	36,391,362
流 動 資 産 合 計	249,974,212	213,582,850	36,391,362
【 固 定 資 産 】			
（ 特 定 資 産 ）			
その他積立資産	300,000,000	300,000,000	0
特 定 資 産 合 計	300,000,000	300,000,000	0
固 定 資 産 合 計	300,000,000	300,000,000	0
資　産　合　計	549,974,212	513,582,850	36,391,362
〔 負 債 の 部 〕			
【 流 動 負 債 】			
未　　払　　金	79,992	67,991	12,001
流 動 負 債 合 計	79,992	67,991	12,001
負　債　合　計	79,992	67,991	12,001
〔 正 味 財 産 の 部 〕			
【一般正味財産】			
その他一般正味財産	549,894,220	513,514,859	36,379,361
一般正味財産合計	549,894,220	513,514,859	36,379,361
（うち特定資産への充当額）	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)
正 味 財 産 合 計	549,894,220	513,514,859	36,379,361
負債及び正味財産合計	549,974,212	513,582,850	36,391,362

正味財産増減計算書

一般社団法人　大同大学同窓会
一般会計

自　2022年 4月 1日　至　2023年 3月31日　（単位：円）

科目	予算額	決算額	差異
〔一般正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔経常収益〕			
【受取入会金】			
受取入会金	19,440,000	19,440,000	0
【受取会費】			
終身受取会費	33,200,000	33,200,000	0
【受取寄付金】			
受取寄付金	1,000	0	1,000
【雑収益】			
受取利息	2,000	6,820	△ 4,820
経常収益計	52,643,000	52,646,820	△ 3,820
〔経常費用〕			
【事業費】			
総会・役員会費	3,180,000	2,628,931	551,069
支部活動援助金	1,000,000	998,295	1,705
会員調査費	111,000	110,385	615
会報作成費	3,600,000	3,582,950	17,050
会合費	650,000	207,283	442,717
学生育成事業費	6,900,000	6,817,471	82,529
同窓会連合会	105,000	96,985	8,015
給料手当	960,000	873,710	86,290
ホームページ運営費	50,000	0	50,000
慶弔費	50,000	56,500	△ 6,500
事務費	800,000	449,391	350,609
租税公課	87,000	81,832	5,168
委託費	400,000	363,726	36,274
経常費用計	17,893,000	16,267,459	1,625,541
評価損益等調整前当期経常増減額	34,750,000	36,379,361	△ 1,629,361
当期経常増減額	34,750,000	36,379,361	△ 1,629,361
税引前当期一般正味財産増減額	34,750,000	36,379,361	△ 1,629,361
当期一般正味財産増減額	34,750,000	36,379,361	△ 1,629,361
一般正味財産期首残高	513,514,859	513,514,859	0
一般正味財産期末残高	548,264,859	549,894,220	△ 1,629,361
正味財産期末残高	548,264,859	549,894,220	△ 1,629,361

収支計算書

一般社団法人　大同大学同窓会
一般会計

自　2022年 4月 1日　至　2023年 3月31日　（単位：円）

科　目	予算額	決算額	差異	備考
〔事業活動収支の部〕				
〔事業活動収入〕				
【入会金収入】				
入会金収入	19,440,000	19,440,000	0	
【会費収入】				
終身会費収入	33,200,000	33,200,000	0	
【寄付金収入】				
寄付金収入	1,000	0	1,000	
【雑収入】				
受取利息収入	2,000	6,820	△ 4,820	
事業活動収入計	52,643,000	52,646,820	△ 3,820	
〔事業活動支出〕				
【事業費支出】				
総会・役員会費支出	3,180,000	2,628,931	551,069	
支部活動援助金支出	1,000,000	998,295	1,705	
会員調査費	111,000	110,385	615	
会報作成費支出	3,600,000	3,582,950	17,050	
会合費支出	650,000	207,283	442,717	
学生育成事業費支出	6,900,000	6,817,471	82,529	
同窓会連合会支出	105,000	96,985	8,015	
給料手当	960,000	873,710	86,290	
ホームページ運営費支出	50,000	0	50,000	
慶弔費支出	50,000	56,500	△ 6,500	
事務費支出	800,000	449,391	350,609	
租税公課支出	87,000	81,832	5,168	
委託費支出	400,000	363,726	36,274	
事業活動支出計	17,893,000	16,267,459	1,625,541	
事業活動収支差額	34,750,000	36,379,361	△ 1,629,361	
〔投資活動収支の部〕				
〔投資活動支出〕				
【特定資産取得支出】				
大学寄付積立金支出	35,000,000	0	35,000,000	
投資活動支出計	35,000,000	0	35,000,000	
投資活動収支差額	△ 35,000,000	0	△ 35,000,000	
【予備費支出】				
予備費支出	213,264,859	0	213,264,859	
当期収支差額	△ 213,514,859	36,379,361	△ 249,894,220	
前期繰越収支差額	213,514,859	213,514,859	0	
次期繰越収支差額	0	249,894,220	△ 249,894,220	

第 3 号議案　　評議員の改選について

新任は青字で表記

任期　　2023 年 5 月 27 日～2025 年 5 月末日

会長	武田　宏（75A）		
副会長	竹居　義彦（77C）	谷口　照人（88M）	棚村　壽三（02A.DZ08）
参与	井上　孝司（71M.95ZD）	平野　正敏（72E）	片山　弘次（75C）
	伊藤　厚（79C）	歸山　朋也（85A）■	高柳　伸一（394）
	高橋　昌弘（91M）	冨田　太一（93D）	宮嵜　靖大（99C）
	堀木　俊宏（02B）	川角　匡史（05C）	大石　勇起（05B.MB09）
	北出　真（C09）	末永　知子（D09）	
顧問	下郷　正二（68M）		
支援組織連絡協議会代表	松尾　英明（68M）■		
代表委員長	藤田　憲一（66M）		
代表委員	武　克治（63M）	関谷　昌久（65E）	杉木　正治（66E）
	中村　憲司（66E）	若松　寿（67E）■	長田　彰（68M）
	竹島　誠次（68M）	外山　群勝（71E）	須藤　章（76M）■
	吉田　安孝（76M）■	木下　利子（78A）	江馬　眞文（80M）
	大瀧　利一（80M）	奥野　一暢（80C）	中洞　智久（82M）
	永井　和雄（85E）	秋山　滋（92D）	松井　宏文（03B）
	梶　彰克（04B）	神藤　仁貴（M14）	

注 1）支援組織選出代表委員は次頁に掲載

注 2）■は支援組織代表者兼務

支援組織（設立年度）	代表者	選出代表委員
関東支部（1982）	杉山　啓二（68E）	宮﨑　定典（62M）
豊田支部（1984）	須藤　章（76M）	山本　由和（65M）
大阪支部（1984）	長尾　治彦（89M）	松本　勝（68E）
四国支部（1985）		滝口　博久（68E）
静岡支部（1985）		花本　篤人（82E）
三重支部（1990）	中村　久和（75E）	川邉　俊樹（62M）
あいち支部（1992）	松尾　英明（68M）	山口　敏幸（69E）
甲信越支部（1997）	水口　清志（83E）	梶　義広（68M）
滋賀支部（2002）	伴　政憲（86A）	
みかわ支部（2002）	塩田　勝之（77A）	
富山支部（2003）	野上　潤一（90D）	
岐阜支部（2006）	吉田　安孝（76M）	

（次頁に続く）

６７会（2008）	若松　寿 (67E)	青山　正治 (67M)
７１会（2008）	後藤　道夫 (71M)	
教志会（2008）	鈴木　秀文 (79E)	
白水会（2009）	松崎　勝 (75C)	儀賀　吉和 (79C)
サッカー部 OBOG 滝春会（2009）	中島　伸雄 (E06)	森　武彦 (83M)
拳友会（2011）	鈴木　滋之 (78E)	田辺　幹知 (67M)
スキー山岳部・スキー部 OBOG 会（2011）	大川　司 (72M)	
ボート部ＯＢ会（2013）	中井　通之 (65M)	
かおりデザイン会（2015）	上田　実穂 (G12)	磯崎　文音 (D10.MB14)
燎会（2015）	都竹　弘昌 (76E)	
ユース部会（2017）	加藤　康和 (78M)	川村　哲生 (81E)
未来建築研究会（2019）	歸山　朋也 (85A)	田畑　雅行 (01A)
機械工学専攻部会（2020）	竹島　侑介 (MM18)	山腰　浩平 (MM18)

1996 年：香川支部から四国支部に名称変更
2009 年：東三河支部からみかわ支部に名称変更
2013 年：スキー部 OBOG 会からスキー山岳部・スキー部 OBOG 会
2018 年：信越支部に山梨支部を併合し甲信越支部に名称変更
2018 年：大阪支部に兵庫支部を併合

名誉会長	渡邊　慎一（大同大学学長）	
名誉会員	神保　睦子（前大同大学学長）	武藤　大（大同学園理事長）
	澤岡　昭（大同大学名誉学長）	奥村　博司（前大同学園理事長）
	田中　卓（元大同学園理事長）	堀井　憲爾（元大同工業大学学長）
	川竹　敬三（元大同学園常務理事）	小野　二朗（元大同学園常務理事）
名誉顧問	山野　清市（62M）	園原　繁（64E）
	宮本　一男（67M）	

第４号議案　　中期計画について

一般社団法人大同大学同窓会中期計画＜2023-2027＞

（1）目的：

同窓会活動の恒久的な継続はもとより、本会の目的である『会員相互の和親の向上を図り、大学の発展に寄与する』ことを強化、推進するために、中期計画＜2023-2027＞を策定する。

（2）現状：

会費管理、会員情報管理、総会開催、支部部会運営補助、会報発行等の定例事業は滞りなく遂行されているが、2019 年度の法人化後の同窓会事業（活動）全体を振り返ると、2018 年度以前とあまり変化なく今日に至っている（停滞している）。
近年、急速な IT 普及により現状の多くの同窓会の存在意義が薄れつつあるといわれている。本会も例外ではなく、年々組織（構成員数）は拡大しているものの、各種イベントへの参加状況を鑑みると、参加会員の高齢化は否めず、会員同士のつながりは希薄になっていることが伺える。この状況が継続することにより、本会の衰退、存続の危機から免れることはできない。

（3）計画：

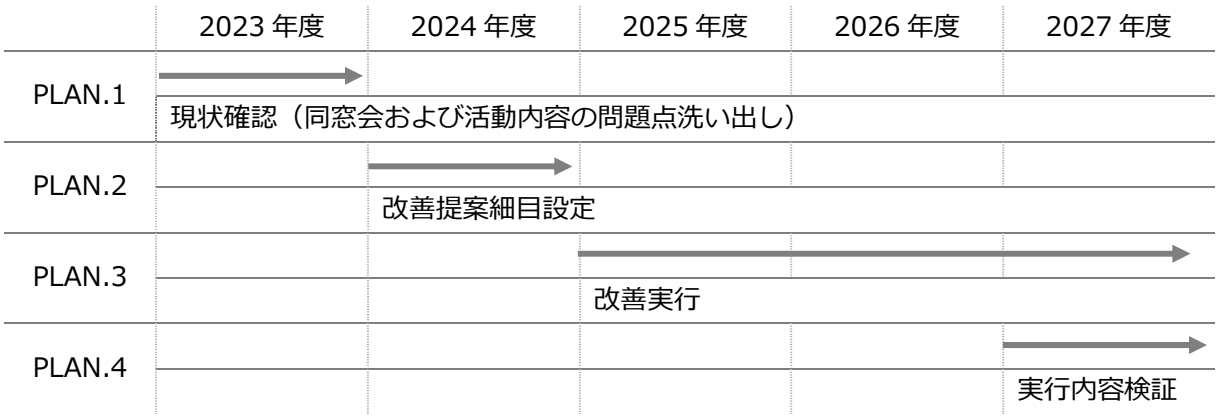

（4）目標：

停滞状態からの脱却　＝　TARGET.1　同窓会活動全般の活性化
・学生会員を巻き込んだ企画
・正会員に対する訴求
・総会参加者数の向上（恒常的に参加者数 100 名）

TARGET.2　若年層の掘り起こし
・50 歳以下の総会参加者数の向上
・若年層の運営参画者のリクルート

（5）体制：

中期計画における提案事項については理事会において審議し、代表理事が責任を負う。
中期計画の PLAN.1（現状確認）については、＜中期計画推進委員会＞が主となり推進する。
中期計画の PLAN.2 以降は、改善提案細目ごとに推進チームを構成することができる。
中期計画推進委員会の構成メンバーは、執行委員会メンバーに限らず、会員であれば委員長の判断でメンバーに加えることができる。
中期計画推進委員会委員長は、進捗状況を理事会に報告する義務を負う。
中期計画を検討・推進するにあたり計画・目標に変更が生じる場合は、理事会の判断を仰ぐ。
中期計画の推進にあたり費用が発生する案件については、理事会の判断を仰ぐ。

（6）その他：

学生会員に対する奨学金制度については中期計画と切り離し、新規事業委員会において 2024 年度より施行するための制度を整備する。なお、施行に伴う規程の制定については、会則・諸規定検討委員会が対応する。

参考

（1）総会参加者数

	60～69 生	70～79 生	80～89 生	90～99 生	00～09 生	10 生～	計
2022 年度	21	23	11	7	2	6	70
	30.0%	32.9%	15.7%	10.0%	2.9%	8.6%	-
2019 年度	27	28	15	7	5	5	87
	31.0%	32.2%	17.2%	8.0%	5.7%	5.7%	-
2018 年度	32	27	17	12	6	8	102
	31.4%	26.5%	16.7%	11.8%	5.9%	7.8%	-
2017 年度	21	22	22	8	4	0	77
	27.3%	28.6%	28.6%	10.4%	5.2%	0.0%	-
2016 年度	28	23	21	3	2	6	83
	33.7%	27.7%	25.3%	3.6%	2.4%	7.2%	-

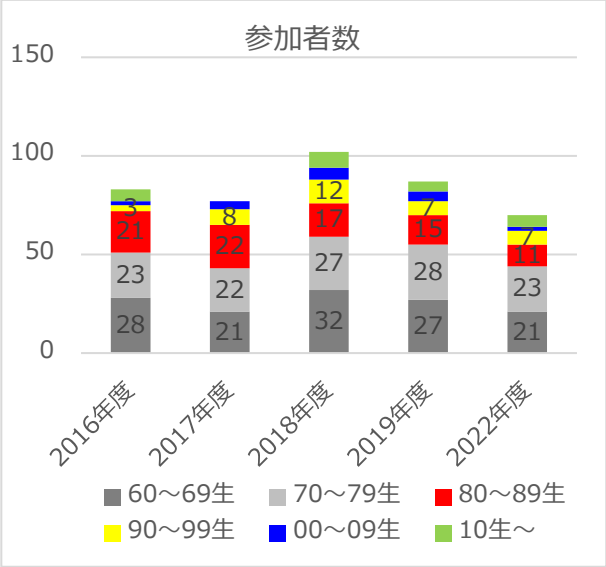

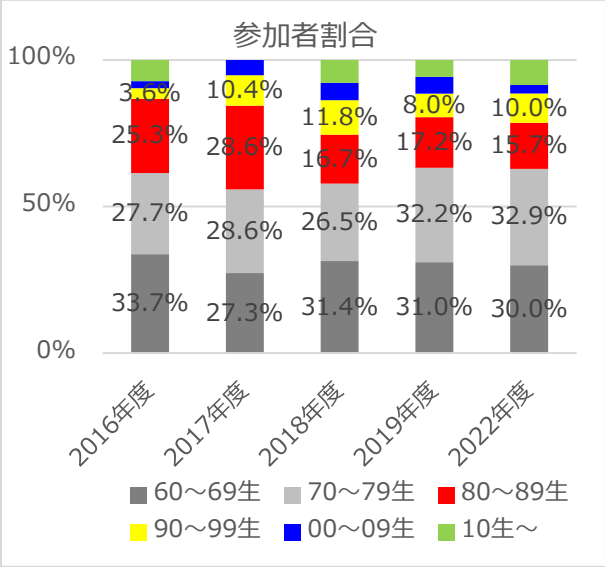

（2）評議員等（現状）

	60～69 生	70～79 生	80～89 生	90～99 生	00～09 生	10 生～	計
執行委員会	3	6	4	3	7		23
代表委員	10	6	4	3	2	1	26
支部・部会長	7	8	6	1	1	2	25

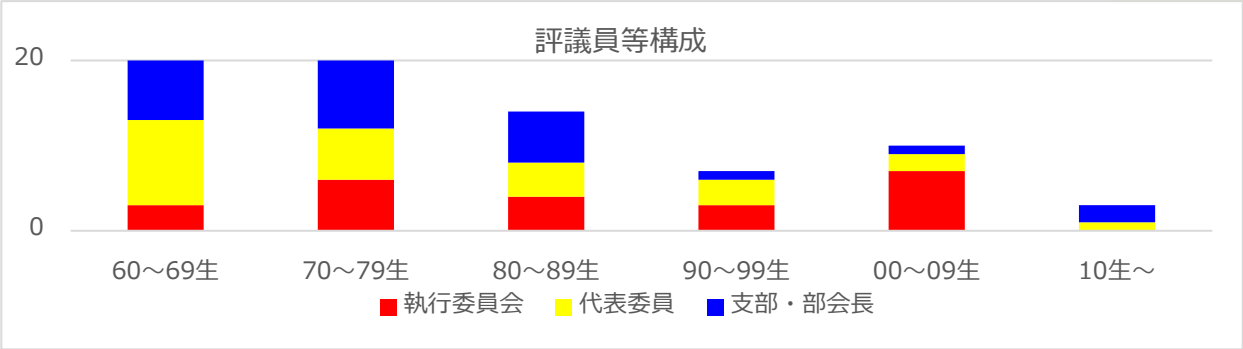

（3）支部・部会参加者数実績

支部・部会	会員数	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
関東支部	281	25	58	24	28	19	27	24	-	-	15
豊田支部	576	21	18	21	15	36	20	17	-	-	0
大阪支部	657	23	57	17	11	19	15	16	-	-	0
四国支部	190	5	6	10	5	5	4	4	-	-	0
静岡支部	1198	10	10	18	9	14	11	8	-	-	0
三重支部	1919	0	11	15	12	24	15	29	-	-	19
あいち支部	8765	30	36	54	39	38	40	30	-	-	0
甲信越支部	435	10	5	5	4	7	5	8	-	-	0
山梨支部	-	10	8	7	9	-	-	-	-	-	-
滋賀支部	354	0	7	8	0	9	9	4	-	-	0
みかわ支部	3477	15	15	21	20	21	30	17	-	-	0
富山支部	178	4	3	6	3	4	3	9	-	-	0
岐阜支部	2621	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0
６７会	119	19	14	16	18	11	17	17	-	-	0
７１会	199	18	28	23	12	15	0	22	-	-	0
教志会	216	18	11	27	27	23	12	20	-	-	18
白水会	3512	30	28	40	32	25	20	27	-	-	11
サッカー部 OBOG 滝春会	153	52	63	53	53	50	50	63	-	-	27
拳友会	112	16	0	48	0	26	0	25	-	-	0
スキー山岳部・ スキー部 OBOG 会	106	21	16	14	11	9	10	9	-	-	21
ボート部ＯＢ会	86	38	38	36	25	0	14	6	-	-	0
かおりデザイン会	197			50	58	52	51	50	-	-	0
燎会	48			13	12	8	12	11	-	-	0
ユース部会						11	14	6	-	-	☆
未来建築研究会	13							31	☆	☆	☆
機械工学専攻部会	175								☆	☆	☆
計	–	365	432	526	403	426	379	453	0	0	111

※1：会員数および参加者数実績は 2022 年 11 月末日現在の集計値を表示
※2：参加者数実績は総会および開催イベントにおける年間延べ数を表示
※3：表示 0 は未開催
※4：☆表示は Web による開催

（4）資産等の推移と資産価値の減少

年度	特定資産	流動資産	会費収入	利息	事業費	学生育成事業	周年事業	大学・学園寄
2021	300,000,000	213,514,859						
2022	300,000,000	240,894,859	47,380,000	3,000	20,000,000			
2023	300,000,000	268,274,859	47,380,000	3,000	20,000,000			
2024	300,000,000	245,834,859	47,560,000	3,000	20,000,000	30,000,000	20,000,000	
2025	300,000,000	243,034,859	47,200,000	3,000	20,000,000	30,000,000		
2026	300,000,000	240,294,859	47,260,000	3,000	20,000,000	30,000,000		
2027	300,000,000	237,634,859	47,340,000	3,000	20,000,000	30,000,000		
2028	300,000,000	234,974,859	47,340,000	3,000	20,000,000	30,000,000		
2029	300,000,000	232,294,859	47,320,000	3,000	20,000,000	30,000,000		
2030	300,000,000	129,554,859	47,260,000	3,000	20,000,000	30,000,000		100,000,000
2031	300,000,000	126,834,859	47,280,000	3,000	20,000,000	30,000,000		
2032	300,000,000	124,114,859	47,280,000	3,000	20,000,000	30,000,000		

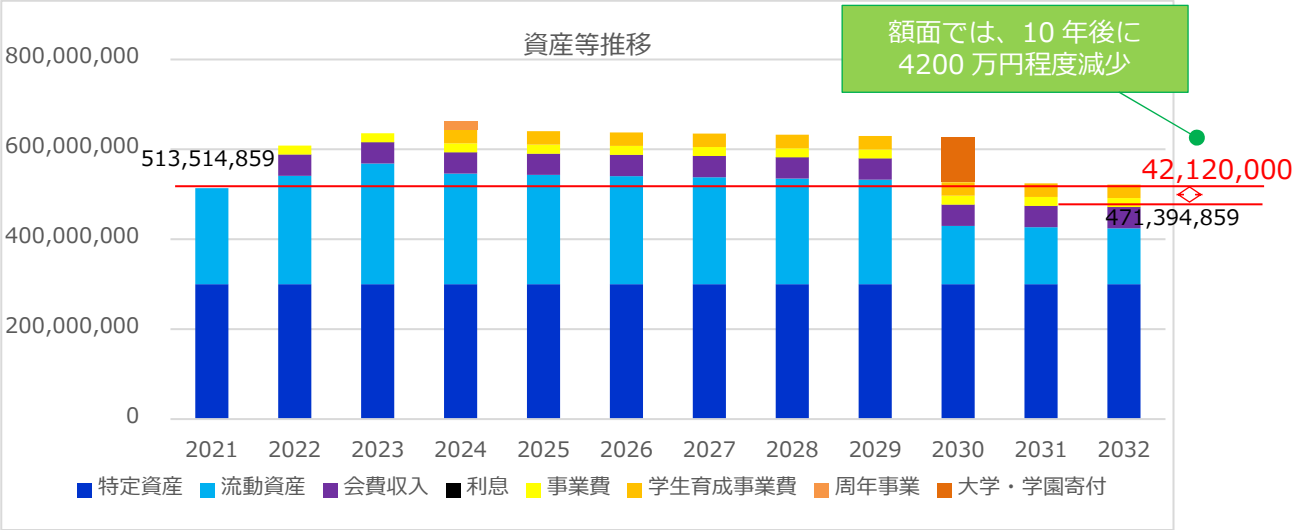

注１：　特定資産／300,000 千円定期預金設定
注２：　会費収入は入学者数 886 名と想定して 5 年平均の入金者数を基に算出
注３：　学生育成事業、周年事業および大学学園寄付にかかる金額は仮定

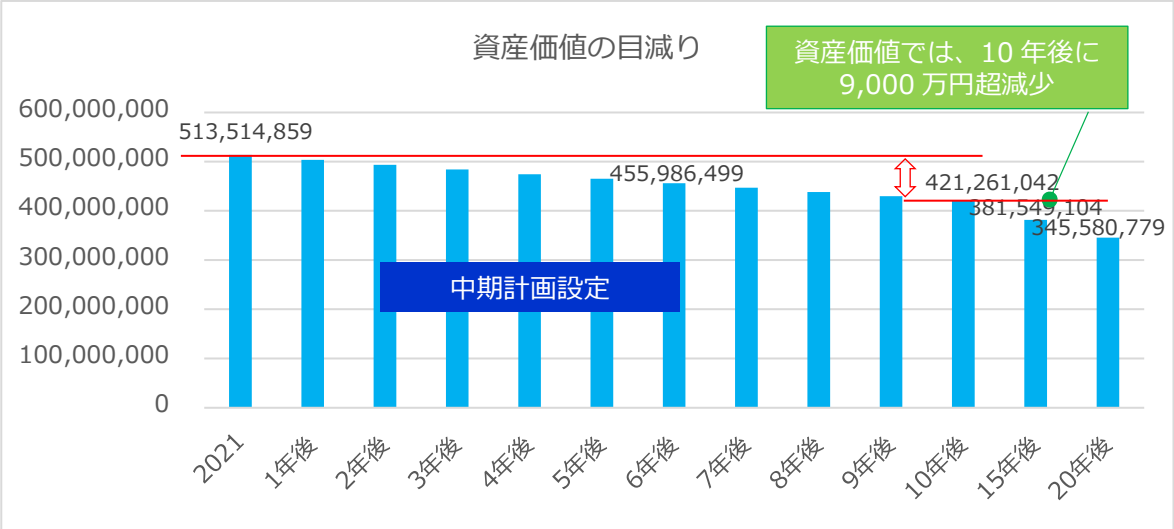

注１：　インフレ率を 2.00%と仮定（期間中一定推移）
注２：　現在価値 ＝ N 年後の金額 ÷ (1 ＋ 割引率)^N 年後

第５号議案　　会則の一部改正について

改正条文のみ抜粋

改正案	現行
（本部および支援組織） 第２条　本会は、本部を大同大学（以下「大学」という。）内におく。 ２　本会は、執行委員会の審理を経て、総会の承認により、支援組織を設けることができる。 ３　支援組織の設立については、「支援組織に関する規程」に基づく。	（本部および支部・部会） 第２条　本会は、本部を大同大学（以下「大学」という。）内におく。 ２　本会は、執行委員会の審理を経て、総会の承認により、必要に応じ支部および部会を設けることができる。 ３　支部および部会の設立については、「支部に関する規程」および「部会に関する規程」に基づく。
（評議員） 第17条　本会は、次の役職をもって評議員とする。 (1)会長　１名 (2)副会長　３名 (3)顧問　１名 (4)参与　若干名 (5)支援組織連絡協議会代表　１名 (6)代表委員長　１名 (7)代表委員　50名程度	（評議員） 第17条　本会は、次の役職をもって評議員とする。 (1)会長　１名 (2)副会長　３名 (3)顧問　１名 (4)参与　若干名 (5)支部・部会連絡協議会代表　２名 (6)代表委員長　１名 (7)代表委員　50名程度
（評議員の職務権限） 第19条　評議員は次の職務を行う。 (1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が職務を遂行できない場合には、副会長より会長代行を選出する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会務を分担する。 (3)顧問は、会長、副会長の相談役となり、会務に参画する。 (4)執行委員は、本会の会務に参画するとともに、委員会の会務を掌理する。 (5)支援組織連絡協議会（以下「協議会」という。）代表は、支援組織の会務を掌理するとともに、支援組織の代表者と連絡を密にし、支援組織の運営に関し助言する。また、支援組織と理事会との連絡・調整を担う。 (6)代表委員は、本会の会務を監査し意見を述べる。	（評議員の職務権限） 第19条　評議員は次の職務を行う。 (1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が職務を遂行できない場合には、副会長より会長代行を選出する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会務を分担する。 (3)顧問は、会長、副会長の相談役となり、会務に参画する。 (4)執行委員は、本会の会務に参画するとともに、委員会の会務を掌理する。 (5)支部・部会連絡協議会（以下「協議会」という。）代表は、各支部および各部会（以下「支部・部会」という。）の会務を掌理するとともに、支部・部会の代表者と連絡を密にし、支部・部会の運営に関し助言する。また、支部・部会と理事会との連絡・調整を担う。 (6)代表委員は、本会の会務を監査し意見を述べる。
（執行委員会） 第27条　執行委員会は、会長、副会長、参与、協議会代表および顧問で構成し、本会の企画・立案・運営について審議する。 ２　執行委員会は、会長が召集し、議長となる。会長が議長を務めることができない場合には、副会長より会長代行を選出する。 （以項略）	（執行委員会） 第27条　執行委員会は、会長、副会長、参与、協議会代表および顧問で構成し、本会の企画・立案・運営について審議する。 ２　執行委員会は、会長が召集し、議長となる。 （以項略）
（代表委員会） 第29条　代表委員会は、代表委員で構成する。 ２　代表委員会は、代表委員長が召集し、議長となる。代表委員長が議長を務めることができない場合には、参加者の互選により議長代行を選出する。 （以項略）	（代表委員会） 第29条　代表委員会は、代表委員で構成する。 ２　代表委員会は、代表委員長が召集し、議長となる。 （以項略）
（支援組織連絡協議会） 第30条　協議会は、支援組織の代表者で構成する。 ２　協議会は、協議会代表が召集し、議長となる。協議会代表が議長を務めることができない場合には、参加者の互選により議長代行を選出する。	（支部・部会連絡協議会） 第30条　協議会は、支部・部会の代表者で構成する。 ２　協議会は、協議会代表２名の連名で召集し、いずれか１名が議長となる。

3　協議会代表は、次の事項について検討し、執行委員会に報告しなければならない。 (1)支援組織の会務の執行状況 (2)支援組織による本会会務の執行支援 (3)支援組織相互の活性化のための支援状況 (4)その他重要な事項	3　協議会代表は、次の事項について検討し、執行委員会に報告しなければならない。 (1)支部・部会の会務の執行状況 (2)支部・部会による本会会務の執行支援 (3)その他重要な事項
(資金の運用) 第 36 条　資金の運用については、「資金の管理・運用に関する規程」として別に定める。	条文追加
第 8 章　支援組織 (運用) 第 37 条　支援組織の運用については、「支援組織に関する規程」として別に定める。	第 8 章　支部・部会 (運用) 第 36 条　支部および部会の運用については、「支部に関する規程」ならびに「部会に関する規程」として別に定める。
第 38 条　本会は、事務局を設け、愛知県名古屋市南区滝春町10番地3に置く。(大学に同じ) (以項略)	第 37 条　本会は、事務局を設け、愛知県名古屋市南区滝春町10番地3に置く。(大学に同じ) (以項略)
(事務局の業務) 第 39 条　事務局長は会務の執行にあたるとともに、事務局を構成し、事務ならびに会計を掌理する。 2　事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が職務を遂行できないときは、その職を代行する。 3　会計は、経費ならびに資産の管理にあたるとともに、第 34 条および第 35 条の書類作成を補助する。 4　事務局員は、次の業務を担う。 ①会議に係る連絡調整 ②会員情報の管理 ③支援組織との連絡調整 ④その他本会会務の執行支援	(事務局の業務) 第 38 条　事務局長は会務の執行にあたるとともに、事務局を構成し、事務ならびに会計を掌理する。 2　事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が職務を遂行できないときは、その職を代行する。 3　会計は、経費ならびに資産の管理にあたるとともに、第 34 条および第 35 条の書類作成を補助する。 4　事務局員は、次の業務を担う。 ①会議に係る連絡調整 ②会員情報の管理 ③支部・部会との連絡調整 ④その他本会会務の執行支援
(解散) 第 40 条　以下条番号繰り下げ	(解散) 第 39 条
(附則) 第 1 条　この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する。(資金の運用に関する条文追加他)	附則の追加

注)会則変更に伴う別表(組織図)は付録に記載

第６号議案　　規程の制定について

（1）大同大学同窓会資金の管理・運用に関する規程

（趣旨）
第１条　大同大学同窓会（以下「本会」という。）会則第 37 条に基づく、資金の管理運用に関することは、この規程の定めるところによる。
（目的）
第２条　この規程は、本会の資金の維持管理および運用に関する基本的事項、執行方針、運用手続について定め、資産の適正かつ効率的な運用を図り、本会の目的及び事業を安定的かつ継続的に達成するために寄与する。
（資金管理運用の責任者）
第３条　本会の資産管理運用責任者（以下「責任者」という。）は、一般社団法人大同大学同窓会理事会（以下「理事会」という。）の代表理事とする。
　２　責任者は、財産の適正な管理運用のため、その統括のもと代理人に本会事務局長を選任し、本会事務局に管理運用の実務を行わせる。
（運用の方法）
第４条　運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、第 2 条の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。
（資金運用の商品）
第５条　前条の運用対象（以下「金融商品」という。）は、次の各号のとおりとする。
　(1)有価証券（国債、政府保証債、地方債、金融機関債、社債など債券に限る。）
　(2)信託預金（金銭信託、指定金外信託に限る。）
　(3)預金、貯金
　(4)その他理事会で承認を得たもの
（資金運用の方法）
第６条　本会における資金は、次の各号のとおり管理運用するものとする。
　(1)財産価値の維持を旨として、元本返還が確実で長期的運用が図れるものを最善とする。
　(2)特性に応じて、安全性及び信用性が高い運用を行い、善良な管理を図る。
（資金運用の範囲）
第７条　第 5 条に記載する金融商品の総額については、本会の資産合計の 1/3 以内で運用する。
（資産運用の手続）
第８条　第５条第１号および第２号に記載する商品の運用を行うに当たっては、責任者は事務局に当該金融商品を調査させ、運用方針を策定した上で、理事会の承認を得て実施する。
　２　運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない、又は損失が発生するなどの特別な事情が生じたときは、事務局は直ちに責任者と協議し、適切な措置を講じなければならない。この場合にあっては、責任者は、講じた措置及び対処内容について、事後直近に開催される理事会に報告するものとする。
（資産運用時の留意事項）
第９条　金融商品の運用に際する預入先となる金融機関および金融商品について、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。以下「金融商品取引法」という。)第 66 条の 27 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた複数の信用格付業者からＡ格相当以上の格付を取得しており、かつ、どの格付機関においても BB 格相当以下の格付がないものとする。
（格付低下への対応）
第 10 条　取得した金融商品が、いずれかの格付機関において BBB 格未満に格下げとなった、又は近日中にその可能性が高いと思われるときは、事務局は直ちに責任者に報告し、協議のうえ、速やかに対応を決定するものとする。
　２　責任者は、前項の対処内容について事後直近に開催される理事会に報告するものとする。
（資産管理運用状況の報告）
第 11 条　責任者は、資産の管理運用状況について、定期又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。
（受託者責任）
第 12 条　受託機関に対して、本学の資金運用管理にあたり専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる本学の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを求める。
（雑則）
第 13 条　この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、法人理事会において決定する。
（規程の改廃）
第 14 条　この規程の改廃は、執行委員会において審議し、法人理事会において決定する。
（附則）
第１条　この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する。（制定）

（2）大同大学同窓会支援組織に関する規程

（趣旨）
第１条　大同大学同窓会（以下「本会」という。）会則第 2 条第 3 項ならびに第 36 条に基づく、支援組織の設立ならびに活動に関することは、この規程の定めるところによる。
（目的）
第２条　本規程は、前条に関して必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。
（支援組織の義務）
第３条　支援組織は、本会の目的に沿って活動を行わなければならない。
　２　支援組織は、永続的に活動できる組織とし、常に新規会員獲得のための広報をしなければならない。
　３　支援組織は、本会会務および他の支援組織の執行支援をしなければならない。

4　支援組織は、支援組織の総会を原則毎年開催しなければならない。

（支援組織の構成）

第4条　支援組織は、都道府県市区町村等の地域単位における在住者同士の組織および入学年、学科・専攻、クラブ、サークル、職場などの共通項のある組織で本会会員をもって構成する。

（支援組織の設立）

第5条　本会会員は支援組織の設立を本会に申し出ることができる。ただし、既に存在する支援組織と重複する構成による申請は原則認めない。

2　支援組織の設立の申請は、代表者および副代表者（以下「役職者」という。）を含めた支援組織を構成する10名以上の賛同を必要とする。

3　支援組織の設立の申請にあたり、別表(1)に定める大同大学同窓会【支援組織】設立申請書（以下「別表(1)」という。）に必要事項を記載のうえ、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

4　支援組織の名称は、支援組織を構成する内容がわかる名称としなければならない。

5　支援組織の設立は、別表(1)に基づき、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（規約の制定）

第6条　支援組織の設立にあたり、支援組織の規約を制定し、執行委員会の承認を得る。

2　支援組織の規約の改廃は、支援組織の総会における議決を本会に書類にて報告する。

（支援組織の代表者の選出）

第7条　支援組織の設立にあたり、支援組織の役職者を各1名選出する。

2　役職者は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（役職者の交代）

第8条　役職者の交代については、別表(2)に定める大同大学同窓会【支援組織】役職者交代届（以下「別表(2)」という。）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2　役職者の交代については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（役職者の義務）

第9条　支援組織の代表（以下「代表」という。）は、支援組織の円滑な運営を図るために、支援組織の活動を掌握しなければならない。

2　代表は、本会総会および支援組織連絡協議会（以下「協議会」という。）に参加しなければならない。

3　代表は、支援組織を構成する会員（以下「支援組織会員」という。）に対して、支援組織の会務報告をしなければならない。

4　代表は、別表(3)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動総括書、および別表(4)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動次年度事業計画書を、毎年度末までに本会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5　支援組織の副代表は、代表が職務を遂行できない場合に、代表の職を代行しなければならない。

（代表委員の選出）

第10条　支援組織の設立にあたり、代表委員1名を選出する。

2　選出された代表委員は、総会において承認する。

3　役職者は、代表委員を兼務することができる。

4　代表委員は、代表委員会に参加しなければならない。

（代表委員の交代）

第11条　支援組織の代表委員の交代については、別表(2)を会長に提出しなければならない。

2　支援組織選出の代表委員の交代については、支援組織の総会における議決を本会に書類にて報告する。

3　代表委員の交代は、総会において承認する。

（支援組織の継続）

第12条　支援組織の継続について、5年に一度、別表(5)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動継続確認書（以下「別表(5)」という。）を会長に提出しなければならない。

2　別表(5)には、役職者を含めた支援組織の会員10名以上の賛同を必要とする。

3　前項に定める別表(5)が提出されない場合は、執行委員会の判断により、支援組織を解散させることができる。

（支援組織の活動支援）

第13条　支援組織は、支援組織会員のすべてを対象とした総会及び活動（以下「企画）」という。）に対し、本会に支援を申し出ることができる。

2　支援組織が主催する企画に対する本会の支援は、次のとおりとする。

(1)開催告知に関する事務作業
開催告知は本会ホームページを対象とする。

(2)開催案内状の印刷および送付に関する事務作業
開催案内状は郵便葉書とし、封書での案内は取り扱わない。

(3)開催案内状の印刷および送付にかかる経費
経費の対象は郵便葉書とし、封書は対象外とする。

(4)開催にともなう出欠管理
①事務局の指定するWebサイトを活用して出欠管理を行う。
②事務局の指定するWebサイトの閲覧権限は代表に限定する。

(5)参加者に対する活動援助金の支給
第14条に定めるとおりとする。

3　本会による支援を希望する支援組織は、次の書類を事務局に提出しなければならない。なお、書類の未提出あるいは記載事項の不備によっては支援できないことがある。

①別表(6)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動支援申請書（以下「別表(6)」という。）提出期限は、支援組織の活動開催日1カ月前迄とする。

②別表(7)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動報告書（以下「別表(7)」という。）提出期限は、支援組織の活動終了後1カ月以内とし、別表(7)とあわせて、参加者名簿および集合写真を提出しなければならない。なお、Web等による非対面（以下「非対面）」という。）による参加者については、企画に本人が参加したことがわかる書類（画面キャプチャ等）を提出しなければならない。

4　第9条に定める役職者の義務が遂行されない場合は、第2項記載の企画に対して支援できないことが

ある。

（活動援助金の支給）

第 14 条　支援組織の企画に対する活動援助金は、1 組織年間 400,000 円を上限とし、次のとおり支給する。

①対面による企画について、企画参加者 1 名につき 5,000 円を支給する。

②Web を活用した非対面による企画について、年 1 回の総会を対象として企画にかかる実費を、30,000 円を上限とし支給する。

③対面および非対面（Web）を併用する企画については、次のとおり支給する。

総会（年 1 回）：　対面での企画参加者が複数名の場合は、上記②に加えて 1 名につき 5,000 円を支給する。

総会以外：　対面での企画参加者が複数名の場合は、1 名につき 5,000 円を支給する。

2　支援組織の企画は、原則、支援組織に属する会員全体への案内が周知された企画を指し、支援組織の一部会員による打合せ等は該当しない。

3　企画参加者とは本会会員のうち一般会員、委託修了会員および学生会員を指し、名誉会長、名誉会員、特別会員および企画参加者の同伴者は含めない。

4　複数の支援組織による合同での企画については、協議により活動援助金を分配する。

5　活動援助金の支給は、前条第 3 項に定める提出書類に基づき、事務局長が判断する。

6　活動援助金は、別表（7）が提出される前の支給は原則認めない。

7　活動援助金は、別表（7）により指定された振込先口座に支給する。

（支援組織の企画への派遣）

第 15 条　支援組織の企画に対する本会会員の派遣は、原則次のとおりとする。

(1) 会長は、支援組織の総会に対して、執行委員会構成員より最大 3 名の派遣を検討し、出張命令することができる。ただし、事務局員は上記 3 名には含めない。

(2) 支援組織の総会以外の企画に対して、本会会員の派遣は認めない。ただし、執行委員会が承認する企画においてはこの限りとしない。

(3) 支援組織の企画に対して、他の支援組織の会員の派遣は認めない。ただし、執行委員会が承認する企画においてはこの限りとしない。

(4) 会長は、支援組織の要請により、支援組織の総会への名誉会長、名誉会員および特別会員の派遣を検討することができる。ただし、派遣に伴う旅費等は支援組織の負担とする。

2　支援組織の企画に対する出張については、「旅費に関する規程」に定めるとおりとする。

3　支援組織の企画へ出張した執行委員会構成員は、執行委員会で出張報告をしなければならない。

（個人情報）

第 16 条　支援組織会員の個人情報保護に関することについては、「個人情報保護に関する規程」に定める。

2　支援組織の活動において得られた住所変更に関する情報については、本人の同意を得たうえで事務局に提供する。

（支援組織の統合）

第 17 条　支援組織は、第 4 条に定める他の支援組織と統合することを会長に願い出ることができる。

2　統合の対象となるそれぞれの支援組織は、それぞれの支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。

3　統合に際して支援組織の名称を変更する場合は、それぞれの支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。

4　支援組織の統合および統合に伴う支援組織の名称変更については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（支援組織の縮小）

第 18 条　支援組織は、設立時に申請した組織の構成を縮小することを会長に願い出ることができる。

2　組織の構成を縮小する支援組織は、支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。

3　縮小に際して支援組織の名称を変更する場合は、支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。

4　支援組織の縮小および縮小に伴う支援組織の名称変更については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（支援組織の解散）

第 19 条　支援組織の解散は、支援組織の総会において、参加者の 4 分の 3 以上の承認議決を本会に書類にて報告する。

2　支援組織の活動が 3 年以上継続して活動報告等がされない場合は、執行委員会の判断により、支援組織を解散させることができる。

3　支援組織の活動が本会の目的に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合は、執行委員会の判断により、支援組織を解散させることができる。

4　第 2 項および第 3 項の解散については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（財産の処分）

第 20 条　支援組織の解散にともなう残余財産の処分は、本会に寄付する。

（雑則）

第 21 条　この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（規程の改廃）

第 22 条　この規程の改廃は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（附則）

第 1 条　この要項は、2023 年 5 月 27 日から施行する。（制定）

第 2 条　「支部に関する規程」および「部会に関する規程」は、この規程の施行の日を以って廃止する。

ただし、現存する支部・部会は、第 12 条に定める支援組織の継続について、2022 年度大同大学同窓会総会において承認された暫定措置に則り、2024 年度に提出しなければならない。

注）本規程に定める別表 1～6 は省略

第７号議案　　規程の一部改正について

（1）大同大学同窓会旅費に関する規程

改正案	現行
第２条　出張は同窓会会長（以下「会長」という。）の指示により、同窓会事務局長（以下「事務局長」という。）が出張を依頼する。 ２　旅費は会長が必要と認めた場合に限り支給する。 ３　総会および支援組織連絡協議会の開催にあたり、支援組織において参加者最大２名分の旅費を支給することができる。 ４　代表委員会への参加については、参加代表委員に対して旅費を支給することができる。	第２条　出張は同窓会会長（以下「会長」という。）の指示により、同窓会事務局長（以下「事務局長」という。）が出張を依頼する。 ２　旅費は会長が必要と認めた場合に限り支給する。 ３　総会および支部・部会連絡協議会の開催にあたり、各支部・部会において参加者最大２名分の旅費を支給することができる。 ４　代表委員会への参加については、参加代表委員に対して旅費を支給することができる。
附則 第１条　この規程は、2023年５月27日より施行する。（部分改正）	附則の追加

（2）大同大学同窓会個人情報保護に関する規程

改正案	現行
（利用目的） 第３条　本会が取得し、保有する個人情報の利用目的は、次のとおりとする。 (1)会員情報の調査 (2)本会会報の送付 (3)本会各種事業および行事の案内 (4)本会支援組織（以下「支援組織」という。）の活動の案内 （以下略）	（利用目的） 第３条　本会が取得し、保有する個人情報の利用目的は、次のとおりとする。 (1)会員情報の調査 (2)本会会報の送付 (3)本会各種事業および行事の案内 (4)本会支部および本会部会（以下「支部・部会」という。）の活動の案内 （以下略）
（提供の判断） 第11条　管理者は、前条に基づく個人情報の提供を適切に管理しなければならない。 ２　支援組織が、本会が保有する個人情報の提供を希望する場合は、別表(2)に定める個人情報利用申請書に必要事項を記載のうえ、責任者に提出する。 ３　個人情報の提供は、電子媒体では行わない。 ４　管理者は、次の事項について確認できない場合は、その提供を行わない。 (1)個人情報の提供を受ける支援組織が、提供された個人情報の管理責任者を明確にしていること (2)提供される個人情報の利用が、第３条に掲げる目的の範囲内であること (3)個人情報の提供を受ける支援組織が、当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、正当な理由がない限り、それに応じる責任を明確にしていること (4)前号による本人からの当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、要求を受けた支援組織の代表者は、速やかにその事実を管理者に報告することとしていること (5)個人情報の提供を申請する者が、会員であることを証明すること	（提供の判断） 第11条　管理者は、前条に基づく個人情報の提供を適切に管理しなければならない。 ２　支部・部会が、本会が保有する個人情報の提供を希望する場合は、別表(2)に定める個人情報利用申請書に必要事項を記載のうえ、責任者に提出する。 ３　個人情報の提供は、電子媒体では行わない。 ４　管理者は、次の事項について確認できない場合は、その提供を行わない。 (1)個人情報の提供を受ける支部・部会が、提供された個人情報の管理責任者を明確にしていること (2)提供される個人情報の利用が、第３条に掲げる目的の範囲内であること (3)個人情報の提供を受ける支部・部会が、当該個人情報によって特定される本人から当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、正当な理由がない限り、それに応じる責任を明確にしていること (4)前号による本人からの当該個人情報の訂正、利用の停止の要求があった場合、要求を受けた支部・部会の責任者は、速やかにその事実を管理者に報告することとしていること (5)個人情報の提供を申請する者が、会員であることを証明すること

附則 第１条　この規程は、2023 年 5 月 27 日より施行する。（部分改正）	附則の追加

（3）大同大学同窓会評議員選出に係る申し合わせ

改正案	現行
第５条　支援組織連絡協議会代表（以下「協議会代表」という。）は、会長および副会長による合議により推薦者を指名し執行委員会において選任する。 (1) 支援組織の代表者１名を協議会代表として指名する。 (2) 協議会代表候補者は、あいち支部長とすることが望ましい。	第５条　支部・部会連絡協議会代表（以下「協議会代表」という。）は、会長および副会長による合議により推薦者を指名し執行委員会において選任する。 (1) 支部代表と部会代表から各１名を協議会代表として指名する。 (2) 支部代表候補者は、あいち支部長とすることが望ましい。
附則 第１条　この申し合せは、2023 年 5 月 27 日より施行する。（部分改正）	附則の追加

第 8 号議案　　2023 年度会務計画について

（1）本部事業計画

総会	第 58 回総会	2023 年	5 月	27 日
執行委員会	第 1 回		5 月	18 日
	第 2 回		8 月	
	第 3 回		11 月	
	第 4 回	2024 年	3 月	
支部長会・部会長会		2023 年	11 月	
評議員会			11 月	

（2）支援組織事業計画

関東支部	総会・懇親会	2023 年	6 月	24 日
豊田支部	役員会	2023 年	6 月	
	総会・懇親会		9 月	23 日
	懇親会		11 月	
	新年会	2024 年	1 月	
大阪支部	役員会（オンライン）	2023 年	5 月	13 日
	総会・ビジネス交流会（オンライン）		9 月	9 日
	役員会・新年会（オンライン）	2024 年	2 月	3 日
四国支部	総会・懇親会	2023 年	8 月	5 日
	大同香睦会		11 月	11 日
静岡支部	バーベキュー	2023 年	9 月	
	総会・親睦会		10 月	17 日
三重支部	第 1 回役員会	2023 年	6 月	
	総会		7 月	8 日
	第 2 回役員会		8 月	
	秋のイベント		10 月	
	支部同窓生交流会		12 月	
	伊勢神宮初詣	2024 年	1 月	
	第 3 回役員会		3 月	
	三女会		3 月	
あいち支部	春のファミリーイベント	2023 年	4 月	（中止）
	あいち支部との親睦ゴルフコンペ		5 月	21 日
	秋のファミリーイベント		10 月	
	あいち支部との親睦ゴルフコンペ		11 月	
	理事会		12 月	
	総会・懇親会	2024 年	2 月	24 日
甲信越支部	役員会	2023 年	4 月	
	総会		7 月	
滋賀支部	役員会	2023 年	6 月	
	総会		10 月	
	出前講座	2024 年	1 月	

（次頁に続く）

みかわ支部	春の親睦会	2023 年	5 月	
	総会・懇親会		7 月	8 日
	秋の親睦会		10 月	
	新年親睦会	2024 年	3 月	
富山支部	総会・懇親会	2023 年	10 月	7 日
67 会	定例・懇親会		6 月	10 日
	定例・懇親会		10 月	28 日
	定例・新年親睦会	2024 年	2 月	
71 会	総会・懇親会	2023 年	8 月	
教志会	総会	2023 年	8 月	26 日
白水会	意見交換会・懇親会		5 月	22 日
	総会・名古屋港の花火を楽しむ会		7 月	17 日
	親善ゴルフコンペ		9 月	24 日
	役員会・懇親会		11 月	11 日
	新年会・名刺交換会	2023 年	2 月	3 日
	勉強会			未定
サッカー部 OBOG 滝春会	前期役員会	2023 年	4 月	8 日
	夏季サッカー交流会		6 月	3 日
	勉強会		6 月	17 日
	中期役員会		7 月	8 日
	総会＋サッカー交流会		10 月	21 日
	大忘年会		12 月	16.17 日
	納会		12 月	25 日
	卒業生追い出し交流会	2024 年	2 月	17 日
	冬季サッカー交流会		2 月	24 日
	卒業生内定祝賀会		3 月	10 日
スキー山岳部・スキー部 OBOG 会	総会・懇親会	2023 年	11 月	11 日
	懇親会・スキー大会	2024 年	3 月	16.17 日
ボート部ＯＢ会	ＯＢ役員会	2023 年	7 月	
	総会・懇親会		10 月	
	交流会		12 月	
かおりデザイン部会	総会・懇親会		9 月	16 日
燎会	役員会		4 月	
	第５０回総会		8 月	
ユース部会	役員会・総会・懇親会		9 月	
未来建築研究会	第１回クロストーク		5月	
	第１回幹事会		6月	
	第２回クロストーク		7月	
	第２回見学会		9月	
	総会		１０月	
	第３回クロストーク		１１月	
	第４回クロストーク	2024 年	1月	
	第２回幹事会		3月	

（次頁に続く）

	第２回総会	2023 年	5 月	7 日
機械工学専攻部会	機械工学コース大学院生と語る会		8 月	
	大学院生と語る夕べ（協賛）		11 月	

岐阜支部、拳友会は未定

（3）委員会事業計画

広報委員会	①会報の発行（年 1 回／新年） ②同窓会活動の広報	
会員調査・情報管理委員会	①会員情報の管理 ②新入会員の調査 ③会費納付の管理 ④会員情報システムの管理運営 ⑤総会開催案内の発送	
会則・諸規定検討委員会	①会則・諸規定等の運用監視及び検討 ②奨学金給付に伴う規程作成 ※新規事業委員会と調整	2024.02　執行委員会に奨学金給付に伴う規程案提示 2024.05　奨学金給付に伴う規程施行
支援組織活動支援・活性化検討委員会	①活動の支援 ②活動活性化方策の検討 ③支援組織代表との意見交換	2024 年度に提出することになっている「活動継続確認書」の対応検討
新規事業委員会	①奨学金給付の検討 ②新規事業の検討および企画・立案 ③学生支援事業の検証	2023.08　執行委員会に概案提示 2023.11　執行委員会に継続的な運用を含めた詳細な実行案提示 2024.02　理事会・執行委員会承認
60 周年記念事業委員会	①60 周年記念事業の企画・立案・遂行〔2024.11 開催予定〕	2023.08　執行委員会に実行案提示 2023.11　執行委員会承認 2023.12～　準備 執行委員会にて随時経過報告 2024.11　周年事業開催
中期計画推進委員会	①中期計画の推進 ②中期計画の進捗状況の確認	～2024.04 同窓会および活動内容の問題点洗い出し ～2025.04 改善提案細目設定と推進チームの設置 ～2028.04　改善実行 2027.5～　改善内容検証

（4）その他

愛知県私立大学同窓会連合会理事会・総会	2023 年	6 月	20 日
学生育成支援事業による 20 歳を祝う会	2024 年	1 月	11 日
学生育成支援事業による卒業パーティー		3 月	22 日

第９号議案　　2023 年度予算について

収支予算書

一般社団法人　大同大学同窓会
一般会計

自　2023年 4月 1日　至　2024年 3月31日　（単位：円）

科　目	予算額	前年度予算額	増減	備考
〔事業活動収支の部〕				
〔事業活動収入〕				
【入会金収入】				
入会金収入	18,440,000	19,440,000	△ 1,000,000	
【会費収入】				
終身会費収入	30,320,000	33,200,000	△ 2,880,000	
【寄付金収入】				
寄付金収入	1,000	1,000	0	
【雑収入】				
受取利息収入	2,000	2,000	0	
事業活動収入計	48,763,000	52,643,000	△ 3,880,000	
〔事業活動支出〕				
【事業費支出】				
総会・役員会費支出	3,400,000	3,180,000	220,000	
支部活動援助金支出	4,000,000	1,000,000	3,000,000	
会員調査費	111,000	111,000	0	
会報作成費支出	3,950,000	3,600,000	350,000	
会合費支出	650,000	650,000	0	
学生育成事業費支出	6,900,000	6,900,000	0	
同窓会連合会支出	105,000	105,000	0	
給料手当	960,000	960,000	0	
ホームページ運営費支出	50,000	50,000	0	
慶弔費支出	50,000	50,000	0	
事務費支出	800,000	800,000	0	
租税公課支出	87,000	87,000	0	
委託費支出	532,000	400,000	132,000	
事業活動支出計	21,595,000	17,893,000	3,702,000	
事業活動収支差額	27,168,000	34,750,000	△ 7,582,000	
〔投資活動収支の部〕				
〔投資活動支出〕				
【特定資産取得支出】				
大学寄付積立金支出	26,000,000	35,000,000	△ 9,000,000	
特別学生育成事業費支出	100,000,000	0	100,000,000	
投資活動支出計	126,000,000	35,000,000	91,000,000	
投資活動収支差額	△ 126,000,000	△ 35,000,000	△ 91,000,000	
【予備費支出】				
予備費支出	151,062,220	213,264,859	△ 62,202,639	
当期収支差額	△ 249,894,220	△ 213,514,859	△ 36,379,361	
前期繰越収支差額	249,894,220	213,514,859	36,379,361	
次期繰越収支差額	0	0	0	

第 10 号議案　　その他

（1）『木曽駒ゼミナーハウスの思ひで』情報提供のお願い

木曽駒ゼミナーハウスの閉鎖に伴い、木曽駒ゼミナーハウスに関する思い出の写真・コメントなどを募集して同窓会 HP で披露させていただきます。たくさんの情報提供をお待ちしています。
なお、情報をご提供いただいた皆様には記念品をお届けします。

①募集期間

2023.5/20（金）～2024.4/30（月）

②提供いただきたい情報

写真、動画、イラスト、コメント、コラム等

※1：HP に掲載可能であれば情報内容は問いませんが、可能な限り電子データに変換していただきご提供をお願いします。
※2：特に写真は大切な思い出であり、提供に躊躇されるかとおもわれます。写真を提供いただける場合は、お手持ちの写真をデジカメ等で撮影いただく、PDF に読み込んでいただく等して、デジタル化したデータを提供願います。（pdf、JPEG、img 等電子データの拡張子は問いません。）
※3：写真については、いつ頃撮影されたか、どなたと一緒に行かれたか等などコメントを付していただけると幸いです。
※4：コメント、コラムについて文字数は問いません。また、レポート用紙等への手書きで提供いただいても結構です。事務局にて、テキスト変換した後、HP へ掲載させていただきます。

③提供方法

次のいずれかの方法で提供願います。
①E-Mail：　office@gobys-net.com
②FAX：　0120-531-023
③郵送：　名古屋市南区滝春町 10-3　大同大学同窓会事務局宛

提供時には、学籍番号（卒業年度・学科等）・氏名・ご連絡先（住所・電話番号）を明記してください。
提供いただいた情報については、返送は致しません。あらかじめご了承願います。

④提供情報の公開

同窓会 HP にて随時公開

提供いただいた情報を公開する際には、学籍番号（卒業年度・学科等）・氏名も併せて表記します。匿名での公開を希望される場合は、その旨お申し付けください。

（2）同窓会 60 周年記念式典の開催について

2024 年 11 月 9 日（土）　開催予定

付録①　委員および事務局

委員会名称	委員長	委員				
広報委員会	堀木　俊宏	髙柳　伸一	富田　太一	川角　匡史	倉橋　巧	
会員調査・情報管理委員会	北出　真	大石　勇起				
会則・諸規定検討委員会	川角　匡史	髙柳　伸一	倉橋　巧			
支援組織活動支援・活性化検討委員会	伊藤　厚	松尾　英明	歸山　朋也	髙橋　昌弘		
新規事業委員会	大石　勇起	竹居　義彦	富田　太一	棚村　壽三	北出　真	
60 周年記念事業委員会	棚村　壽三	平野　正敏 西村　勇樹	伊藤　厚 宮嵜　靖大	髙橋　昌弘 堀木　俊宏		
中期計画推進委員会	谷口　照人	井上　孝司	片山　弘次	歸山　朋也	宮嵜　靖大	萩野　将広

事務局	事務局長	小堺　貴夫（88A）
	事務局長補佐	萩野　将広（MM08.DZ11）
	会計	西村　勇樹（98Ａ）、倉橋　巧（A07）
	事務局員	岡本　貴子

付録②　大同大学同窓会会則

第 1 章　　総則

（名称）

第 1 条　この会は、大同大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

（本部および支援組織）

第 2 条　本会は、本部を大同大学（以下「大学」という。）内におく。

2　本会は、執行委員会の審理を経て、総会の承認により、支援組織を設けることができる。

3　支援組織の設立については、「支援組織に関する規程」に基づく。

（名称）

第 3 条　本会の組織は別表に定める。

第 2 章　　目的および事業

（目的）

第 4 条　本会は、会員相互の和親の向上を図り、大学の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 5 条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会報、その他の刊行
(2) 研究会、講演会等の開催
(3) 会員相互の親睦事業
(4) 学生育成に関する事業
(5) 大学の発展のための事業
(6) その他、必要な事業

第 3 章　　会員

（会員構成）

第 6 条　本会は、一般会員、学生会員、委託修了会員をもって組織する。

2　会員の個人情報については、「個人情報保護に関する規程」に定める。

（会員資格）

第 7 条　会員の資格は、次に定める者とする。

(1) 一般会員　大同工業短期大学、大同工業大学または大学を卒業、ならびに大同工業大学大学院または大同大学大学院（以下「大学院」という。）を修了した者で、「会費に関する規程」に定める入会金および終身会費（以下「会費」という。）を納付した者
(2) 学生会員　大学または大学院に在籍する者で、既に正会員の資格を有する者は除く
(3) 委託修了会員　大同工業大学または大学の委託課程を修了した者で、本会への入会を希望し、「会費に関する規程」に定める手続きを経た者

（正会員）

第 8 条　前条の会員のうち、執行委員会において推薦し、会長の承認により、正会員を選出する。

2　正会員は、一般社団法人大同大学同窓会（以下「法人」という。）の社員とする。

（会員の義務）

第 9 条　本会の会員は、「会費に関する規程」に基づき、会費を納めなければならない。

第 10 条　会員は、総会を組織して、総会の運営に加わらなければならない。

2　会員は、本会の目的とする事業に積極的に協力しなければならない。

（退会）

第 11 条　会員は、別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

（除名）

第 12 条　会員が、本会の義務に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合には、法人理事会（以下「理事会」という。）の決議により除名することができる。

（会員の資格喪失）

第 13 条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

①退会したとき。
②成年被後見人または被保佐人になったとき。
③死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
④除名されたとき。
⑤総正会員の 3 分の 2 が同意したとき。

（資格の復帰）

第 14 条　前条の事由において資格を喪失した者より、資格喪失の事由が解消し、資格復帰の申し出があった場合、理事会の議決により資格を復帰することができる。

（名誉会長、名誉会員および特別会員）

第 15 条　本会は、名誉会長、名誉会員ならびに特別会員をおくことができる。

(1) 名誉会長　大学学長とする
(2) 名誉会員　本会の目的とする事業の運営に貢献を与えた者で、執行委員会の推薦により総会で承認された者とする
(3) 特別会員　大学および大学院の専任教職員並びに退職した専任教職員とする

（名誉顧問）

第 16 条　本会は、名誉顧問をおくことができる。

2　名誉顧問は、本会の目的とする事業に貢献を与えた者で、執行委員会が推薦し総会で承認された者とする。

3　名誉顧問は、本会会長経験者とする。

第 4 章　　評議員

（評議員）

第 17 条　本会は、次の役職をもって評議員とする。

(1) 会長　1 名
(2) 副会長　3 名
(3) 顧問　1 名
(4) 参与　若干名

(5)支援組織連絡協議会代表　1名
(6)代表委員長　1名
(7)代表委員　50名程度

(評議員の選出)
第18条　本会の評議員は別に定める「評議員選出に関する申し合わせ」に基づき選出する。

(評議員の職務権限)
第19条　評議員は次の職務を行う。
(1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が職務を遂行できない場合には、副会長より会長代行を選出する。
(2)副会長は、会長を補佐し、会務を分担する。
(3)顧問は、会長、副会長の相談役となり、会務に参画する。
(4)執行委員は、本会の会務に参画するとともに、委員会の会務を掌理する。
(5)支援組織連絡協議会(以下「協議会」という。)代表は、支援組織の会務を掌理するとともに、支援組織の代表者と連絡を密にし、支援組織の運営に関し助言する。また、支援組織と理事会との連絡・調整を担う。
(6)代表委員は、本会の会務を監査し意見を述べる。

(評議員の任期)
第20条　評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2　欠員により補充した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　評議員は、任期満了に至っても、後任者が選出されるまではその職責を果たさなければならない。

(評議員の辞任)
第21条　評議員が辞任しようとする場合は、原則として2ヶ月前に会長に申し出なければならない。
2　評議員の辞任については、執行委員会の承認を得る。

(評議員の解任)
第22条　評議員が次の各号の一に該当すると理事会において判断された場合には、理事会の決議により解任することができる。
(1)法令の規定または本会則の定めに著しく違反したとき
(2)評議員の職務に著しく違反したとき
(3)本会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき
(4)評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第5章　総会

(総会)
第23条　総会は、1年に1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。
2　総会は、一般会員及び委託修了会員で構成し、会長が召集する。
3　総会の議長は、会長があたる。
4　総会における定足数は、これを定めない。

第24条　総会においては、次の事項について審議もしくは承認を行う。
(1)事業報告ならびに収支決算の報告
(2)事業計画ならびに収支予算計画の報告
(3)評議員の選出
(4)会則等の改廃
(5)会費に関する事項
(6)その他重要な事項

(総会の議決)
第25条　総会の審議は、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　議長は、総会構成員として議決に加わることができない。

第6章　会議

(会議)
第26条　会議は執行委員会、委員会、代表委員会、協議会および評議員会とする。

(執行委員会)
第27条　執行委員会は、会長、副会長、参与、協議会代表および顧問で構成し、本会の企画・立案・運営について審議する。
2　執行委員会は、会長が召集し、議長となる。会長が議長を務めることができない場合には、副会長より会長代行を選出する。
3　執行委員会は、執行委員会構成員の過半数の出席で成立し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
4　議事は、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5　議長は、執行委員会構成員として議決に加わることができない。
6　議長は、必要に応じて事務局員に対して、オブザーバーとして執行委員会への出席を要請することができる。
7　執行委員会は、本会における次の事項について審議もしくは検証しなければならない。
(1)事業報告ならびに収支報告
(2)事業計画ならびに収支予算
(3)正会員の推薦
(4)理事を除く評議員の選出
(5)会則等の改廃
(6)会費に関する事項
(7)会務執行
(8)その他重要な事項

(委員会)
第28条　委員会は事務局により提起され、執行委員会の承認を得て発足する。
2　各委員会の委員長は、副会長または参与がこれにあたる。
3　各委員会は委員長が招集し、委員会の議長となる。
4　各委員会の委員は、委員長の指名ならびに推薦とし、一般会員及び委託修了会員より選出する。
5　各委員会の委員長は、執行委員会に委員会の会務を報告する義務を負う。
6　各委員会の廃止は、執行委員会の承認を得る。

(代表委員会)
第29条　代表委員会は、代表委員で構成する。

2　代表委員会は、代表委員長が召集し、議長となる。代表委員長が議長を務めることができない場合には、参加者の互選により議長代行を選出する。
3　代表委員会は、本会の会務運営について意見を聞き、議長はその意見を執行委員会に報告しなければならない。
4　代表委員会において、会務に関する事項の説明を要する場合には、会長が回答する義務を負う。

（支援組織連絡協議会）
第 30 条　協議会は、支援組織の代表者で構成する。
2　協議会は、協議会代表が召集し、議長となる。協議会代表が議長を務めることができない場合には、参加者の互選により議長代行を選出する。
3　協議会代表は、次の事項について検討し、執行委員会に報告しなければならない。
(1) 支援組織の会務の執行状況
(2) 支援組織による本会会務の執行支援
(3) 支援組織相互の活性化のための支援状況
(4) その他重要な事項

（評議員会）
第 31 条　評議員会は、第 18 条に定める評議員で構成する。
2　評議員会は、会長が必要に応じ召集し、議長となる。
3　評議員会では、本会の会務について意見交換を行い、本会の活動向上の推進を図る。

第 7 章　会計

（経費）
第 32 条　本会の経費は、会費、寄付金および事業によって生じる果実などの資産をもってあてる。

（会計年度）
第 33 条　会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 34 条　事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）
第 35 条　事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。
①事業報告
②事業報告の附属明細書
③貸借対照表
④損益計算書（正味財産増減計算書）
⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（資金の運用）
第 36 条　資金の運用については、「資金の管理・運用に関する規程」として別に定める。

第 8 章　支援組織

（運用）
第 37 条　支援組織の運用については、「支援組織に関する規程」として別に定める。

第 9 章　事務局

（事務局）
第 38 条　本会は、事務局を設け、愛知県名古屋市南区滝春町10番地3に置く。（大学に同じ）
2　事務局は、事務局長、事務局長補佐、会計および事務局員で構成する。
3　事務局長、事務局長補佐および会計は、原則学校法人大同学園に勤務する正会員とし、会長が任命する。
4　事務局員は、法人が採用し、事務局長が管理・監督する。

（事務局の業務）
第 39 条　事務局長は会務の執行にあたるとともに、事務局を構成し、事務ならびに会計を掌理する。
2　事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が職務を遂行できないときは、その職を代行する。
3　会計は、経費ならびに資産の管理にあたるとともに、第 34 条および第 35 条の書類作成を補助する。
4　事務局員は、次の業務を担う。
①会議に係る連絡調整
②会員情報の管理
③支援組織との連絡調整
④その他本会会務の執行支援

第 10 章　解散

（解散）
第 40 条　本会の解散は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の承認をうけ、法人社員総会（以下「社員総会」という。）において承認を得なければならない。

（財産の処分）
第 41 条　本会解散にともなう残余財産の処分は、社員総会の議決を経て、法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　規定

（細則規定）
第 42 条　本会則に定めていない細則については、執行委員会において議決し、必要に応じて総会に上程する。

（規程の改廃）
第 43 条　本会則の改廃は、執行委員会において議決し、理事会に報告する。

第 12 章　附則

第 1 条　この会則は、1965 年 11 月 21 日から施行する。（制定）
第 1 条　この会則は、1994 年 5 月 21 日から施行する。（全面改正）

第１条　この会則は、2000 年 5 月 20 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2002 年 5 月 25 日から施行する。(部分改正)
第１条　この改正規程は、2008 年 5 月 31 日から施行する。(会員の個人情報保護、部会設立の改正)
第１条　この改正規程は、2009 年 5 月 30 日から施行する。(校名変更および顧問の設置に伴う改正)
第１条　この会則は、2010 年 5 月 30 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2013 年 5 月 26 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2014 年 5 月 23 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2015 年 5 月 23 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2018 年 5 月 26 日から施行する。(部分改正)
第１条　この会則は、2019 年 5 月 25 日から施行する。(法人設立に伴う部分改正)
第１条　この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する。(資金の運用に関する条文追加　他)
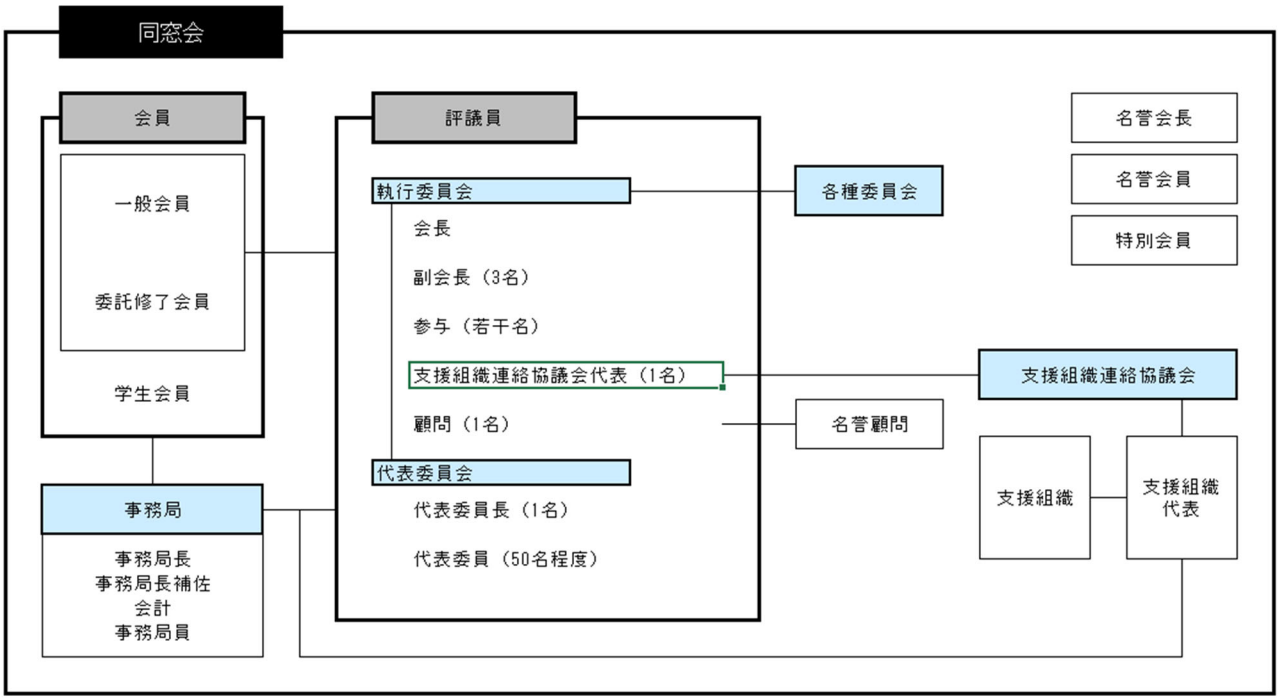
＜別表＞